判決書の内容(争点、当事者の主張、争点に対する判断)

	争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
1	平成17年3月31日までに性能保証事項を満たすことが出来なくなったと認められるか。	入札当初の見積りによる保守管理では不具合が生じ、補修工事の必要がある場合は、性能保証事項を満たすことが出来なくなったと言える。 被告らは、平成 15~19 年度に保守管理の当初見積額を14億3000万円超過する費用を支出しており、補修工事の必要があったので、平成17年3月31日までに性能保証事項を満たすことが出来なくなったと言える。	性能保証責任は、契約上の特別責任で、性能保証事項欄に明記された事項に限定され、専ら引渡性能試験によって判断される。本件施設は平成15年の引渡性能試験で保証値を全て満たして引き渡された。平成17年3月31日時点でも性能保証事項を満たしていたので、平成17年3月31日に性能保証期間は延長されず、期間満了で終了した。	・平成15年度以降、メルトタワーでは新材の性様変が行われてはいる計算を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別では、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のでは、大変を表別である。のである。大変を表別である。のである。大変を表別である。のである。大変を表別である。のである。大変を表別である。のである。大変を表別できました。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別できました。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別できました。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別できました。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。大変を表別である。まれる。まれる。大変を表別である。まれる。まれる。まれる。まれる。まれる。まれる。まれる。まれる。まれる。まれ	・性能保証責任は、無過失で発生するは性能保証するに、無過失で、発生原因は性当するがはというで、発生原因があれるべき。 ・・控訴人は証事項を満たしているが、引渡性能は、一旦ので、不可は全量ので、不可は全量ので、不可は、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦ので、不可能をは、一旦のでは、一回のでは、一旦のでは、一回のでは、一旦のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回のでは、一回ので

争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
			年度の間、ごみ処理を滞りなく	を根拠に、平成 17年3月
			行えたのは、当初見込みを大	31 日時点で性能保証事項
			幅に超える部材交換等が行わ	を満たすことができなかったと
			れ、保守管理に過分の費用を	認めることもできない。
			かけたためで、このような性能が	・被控訴人三井は、平成
			契約締結時に想定されていた	23年4月19日付け「メイ
			とは認められない。	ン設備の装置の機能につい
			・メルトタワーは PFI 法に基づき	て」で保守管理を怠った場合
			設計・建設・運営を一体として	に想定される状況を説明して
			包括的に受発注・受委託した	いるが、現に保守管理は行わ
			もので、運転開始後の保守管	れており、怠った場合の状況
			理費用も一定の合意ないし了	を根拠に性能保証事項を満
			解された上で建設が行われたと	たしていないということはできな
			解するのが相当。	<u>()</u> °
			・実質的にみて過分の部材交	· <u>平成 22 年 10 月 19</u>
			換や補修は、性能が維持され	日の説明会で、被控訴人三
			ていなかったために行われていた	井が設計上の瑕疵を認め、
			と評価すべき。	補修を続けてきた旨の発言を
			よって、平成 17 年 3 月	しているが、 <u>性能保証事項の</u>
			31 日までに性能保証事項を	どれかを満たしていないことを
			<u>満たすことができなくなったと</u>	認める発言と解することはでき
			認められる。	<u>ない</u> 。
				以上により、メルトタワー
				が平成 17 年 3 月 31 日ま
				でに「性能保証事項を満たす
				ことができなくなった」と認め
				<u>ることはできない。</u>

	争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
2	当該事態が改善され、広域連合の承諾が得られたと認められるか。	改善とは、当初の保守管理により性能保証事項を満たした適正な運転保守管理ができることを要す。 引渡し以降、追加・変更等の補修工事が行われ、事態のは、当ができる。 事が行われ、事認している。 原告が性能ないまではない。 また、できないできない。また、現在とができない。また、瑕正担保できる。 また、現正担保できる。 また、現正担保できる。は、被無力の覚書による詐欺、錯誤があり無による詐欺、錯誤があり、平成とり、平成とり、平成とり、平成とので補請求権がある。 また、関係の修補請求権がある。また、原告に新たな工事費用の損害賠償請求策をした。また、担が生じる場合は権利放棄となる。また、担が生じる場合は、本件覚書は、の負担行為の議決が必要。それらの議決はなく、本件覚書は無効。	セラミックス管の問題は、平成20年3月までに鋳鋼管に交換したこと等で根本的に解決した。原告は入札書の保守管理費の見積額との乖離を承知していたが、差を埋めるのは努力目標とした。当該事態が改善されたことについて、本件覚書の締結により原告の承諾を得られたといえる。また、詐欺・錯誤の事実はなく、覚書は性能保証責任が期間満了により終了した事実を確認したものにすぎないので、地方自治法上の問題は生じない。	平成15~17年度の保守管理費用は実質的に当初見積を大きく超え、平成18~25年度の保守管理費用が当初見積りを大幅に超過していることも明らか。	判断しない。
3	当該事態が改善され、広域連 合の承諾が得られた時から起 算してその後2年間性能保 証事項を満たしていたと認めら	事態が改善されたと言えず、 原告が改善を承諾した事実も ない。	性能保証期間は延長され ていない。仮に延長していたとし ても、本件覚書による原告の 承諾があり、本件覚書締結か ら2年間性能保証事項は満	性能保証を満たさない事態が改善されたと認められないので、広域連合の承諾を得られてから2年間性能保証事項を満たしていたとは認められな	判断しない。

	争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
	れるか。		たされている。	<u>ιν</u> 。	
4	原告の損害額。	被告らは当初の保守管理では性能保証を満たすことができないので、追加、変更等の補修工事を行ったのだから、当該費用は性能保証責任により被告らが自らの費用として負担すべき。 合計 3 億 215 万 5948円(税込み)の超過について、被告らが費用負担を拒絶しているため原告が支出したので、被告らの性能保証責任の不履行と相当因果関係に立つ損害として少なくとも同額の損害を被っている。	被告らに性能保証責任は 生じていない。 仮に性能保証責任が生じていても、見積りと実際の保守管理費の差額には性能保証責任と関係のないものが含まれている。 灯油量の削減や耐火材の維持は努力目標で、これによる増額は損害と言えない。	※判断をしていない。	判断しない。
5	被告らは、責任限度の規定の 適用により性能保証責任を免 責されるか。	被告らが平成 20~24 年度に行った約 16 億円の補修工事費用は、基本協定書に基づく株主支援ではなく、工事請負契約 45 条の「自らの費用と責任で修補し、必要な作業を行う」ことに関する支出。工事請負契約書の文言から、瑕疵担保責任、性能保証責任による修補責任には限度がなく、稼動停止により原告が被った損害への賠償には責任限度があると解するのが相当。原告が求めているのは、被	被告らは、平成 20~24 年度の間に約 16 億円の金銭 的支援をした。 これが本件修補費用で、性 能保証責任によると評価され る場合は、性能保証責任によ る損害賠償義務の履行とな る。 45 条 1 項自体は修補費 用等の直接損害の賠償義務 を明確に規定していない。 45 条 7 項は、瑕疵担保責 任でも性能保証責任でも、直	入札見積りを超過する部分 の多くは、性能保証責任を全う するための費用というべきで、実 質的に性能保証責任の履行と しての支出というべき。 被告らによる 16 億 5093 万 3910 円の負担金も、性能 保証責任の履行のための支出 とみるべき。 48 条の責任限定は、本件 のようなごみ処理施設につい て、瑕疵担保責任や性能保証 責任等による損害を請負人が	判断しない。

争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
	告らが自らの費用と責任で修	接損害の全額に48条の適用	全て負担するのは多大な負担	
	補しなかったことにより被った損	があると規定されている。	なので、その責任を限定する趣	
	害の賠償で、これには責任限	48 条が責任限度の対象と	   旨と解される。	
	度規定は適用されない。	する他の規定でも直接損害は	修補費用に責任限度規定	
		責任限度の対象とされている。	が適用されないと解すると、請	
		46 条ただし書きも同条本	負人に多大な負担を与えるた	
		文全体にかかる。	め、責任限定の趣旨に照らして	
		責任限度規定の趣旨は、	不合理な解釈。	
		被告らに多大な責任を負わせ	45 条各項を整合的に解す	
		ない点にある。	ると、修補と損害を区別し、責	
		などに照らし、原告が請求す	任限度の存否を分けているとま	
		る保守管理費用や前述の被	では解されない。	
		告らの負担金も責任限度の対	45 条で修補と損害で責任	
		象となる。	限度の有無を分けていると解せ	
			ないことに鑑み、46 条も責任	
			限度の有無を分けていると解す	
			るのは困難。	
			48 条の責任限度規定は、	
			修補費用の負担責任と損害	
			賠償責任のいずれにも適用さ	
			れると解するのが相当。	
			被告らは、平成 20~24	
			年度に合計 16 億 5093 万	
			3910 円を負担した。	
			被告らの責任限度額は請	
			負代金の 10 分の 1 の 10	
			億 3950 万円だから、広域	
			連合の請求は、責任限度規	
			定の適用により免ぜられる。	

	争点	原告	被告	原審の認定	控訴審の認定
予備		被控訴人らは西胆振環境	協定上の株主支援は努力		基本協定上、西胆振環境
的請		   の株主だが、基本協定書 9 条	義務にすぎず、13条の債務		が債務超過に陥った場合、ま
求		   に西胆振環境が債務超過に	不履行を伴う法的義務に含ま		たは資金繰りの困難に直面し
		陥った場合、または資金繰りの	れない。		た場合、株主は連帯して追
		困難に直面した場合、株主は	株主支援は、被控訴人らが		加出資または劣後融資に応
			西胆振環境に対して負担する もので、控訴人に対して直接		じること、その他控訴人が適 切と認める支援措置を講ずる
		連帯して追加出資または劣後	もので、妊訴人に対して直接   負担するものではない。		切と読める又張指直で講りる   ことで西胆振環境を倒産させ
		融資に応じること、その他控訴	対記するののではない。		ないこととし、西胆振環境が
		人が適切と認める支援措置を			果たすべき債務を履行できる
		講ずることで西胆振環境を倒			よう最大限努力する旨規定さ
		産させないこととし、西胆振環			れている。
		境が果たすべき債務を履行で			・被控訴人らが負っている
		きるよう最大限努力する旨規			責任は西胆振環境に対する
		   定されている。			もので、かつ努力義務というべ
		基本協定 13 条に、協定上			き。
		の義務を履行しないことで他の			・基本協定13条で、各
					当事者が義務を履行しないことで他の当事者に損害を与え
		当事者に損害を与えた場合、			た場合、損害賠償する旨の
		損害賠償する旨定められてい			規定があるが、株主の責任は
		る。			努力義務にすぎず、13条の
		被控訴人らは、平成 25 年			債務不履行を根拠づける法
		度に支援措置の義務を履行し			的義務と解することは困難。
		なかったため、控訴人は西胆振			以上により、控訴人の予
		環境に対し修補費用として 3			備的請求にも理由がない。
		   億 4,240 万円の追加委託費			
		を支出しており、同額の損害を			
		被った。			